

平成 9 年定例第 3 回

# 新 得 町 議 会 会 議 録

開 会 平成 9 年 9 月 10 日

閉 会 平成 9 年 9 月 19 日

新 得 町 議 会

第 1 日

平成 9 年第 3 回  
新得町議会定例会（第 1 号）

平成 9 年 9 月 1 0 日（水曜日）午前 1 0 時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
		諸般の報告（第 1 号）
		町長の行政報告
3	認 定 第 1 号	平成 8 年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
4	認 定 第 2 号	平成 8 年度新得町水道事業会計決算認定について
5	議案第 6 0 号	教育委員会委員の任命同意について
6	議案第 6 1 号	教育委員会委員の任命同意について
7	議案第 6 2 号	新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
8	議案第 6 3 号	過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
9	議案第 6 4 号	平成 9 年度新得町一般会計補正予算
10	議案第 6 5 号	平成 9 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算
11	議案第 6 6 号	平成 9 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算
12	議案第 6 7 号	平成 9 年度新得町水道事業会計補正予算
13	決議案第 1 号	銃器犯罪の根絶に関する決議
14	意見案第 10 号	北海道国際航空株式会社に関する要望意見書
15	意見案第 11 号	平成 9 年産畑作三品価格等に関する要望意見書
16	陳 情 第 2 号	「保健所の統廃合反対、現在十勝にある五保健所の存続と充実の意見書提出を求める陳情書」
17	陳 情 第 3 号	十勝地方の気象観測の強化を求める陳情書

会議に付した事件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告（第 1 号）

町長行政報告

認 定 第 1 号 平成 8 年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

認 定 第 2 号 平成 8 年度新得町水道事業会計決算認定について

議案第 6 0 号 教育委員会委員の任命同意について

- 議案第 6 1 号 教育委員会委員の任命同意について  
 議案第 6 2 号 新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第 6 3 号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 議案第 6 4 号 平成 9 年度新得町一般会計補正予算  
 議案第 6 5 号 平成 9 年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算  
 議案第 6 6 号 平成 9 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算  
 議案第 6 7 号 平成 9 年度新得町水道事業会計補正予算  
 決議案第 1 号 銃器犯罪の根絶に関する決議  
 意見案第 10 号 北海道国際航空株式会社に関する要望意見書  
 意見案第 11 号 平成 9 年産畑作三品価格等に関する要望意見書  
 陳情第 2 号 「保健所の統廃合反対、現在十勝にある五保健所の存続と充実の意見書提出を求める陳情書」  
 陳情第 3 号 十勝地方の気象観測の強化を求める陳情書

○出席議員（19人）

1 番	吉川幸一君	2 番	菊地康雄君
3 番	松尾為男君	4 番	小川弘志君
5 番	武田武孝君	6 番	広山麗子君
7 番	石本洋君	8 番	能登裕君
9 番	川見久雄君	10 番	福原信博君
11 番	渡邊雅文君	12 番	藤井友幸君
13 番	千葉正博君	14 番	宗像一君
15 番	竹浦隆君	17 番	森清君
18 番	金沢静雄君	19 番	黒沢誠君
20 番	湯浅亮君		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄君
教育委員会委員	長	高久教雄君
監査委員		吉岡正君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木	政輝	君
収	入	川久保	功	君
総	務	佐藤	隆明	君
企	画	鈴木	政輝	君（兼務）
税	務	小森	俊雄	君
住	民	村中	隆雄	君
保	健	高橋	昭吾	君
建	設	常松	敏昭	君
農	林	斉藤	正明	君
水	道	西浦	茂	君
商	工	清水	輝男	君
児	童	長尾	直昭	君
屈	足	貴戸	延之	君
庶	務	武田	芳秋	君
財	政	阿部	敏博	君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	阿部	靖博	君
学	校	秋山	秀敏	君
社	会	長尾	正	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局長	赤木	英俊	君
---	---	----	----	----	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局長	富田	秋彦	君
書		記	金田	将	君

---

### 開会の宣告

議長（湯浅 亮君） 本日は全員の出席であります。

ただいまから、本日をもって招集されました平成9年定例第3回新得町議会を開会いたします。

（宣告 10時03分）

---

### 開議の宣告

議長（湯浅 亮君） 直ちに会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（湯浅 亮君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、1番、吉川幸一君、2番、菊地康雄君を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

議長（湯浅 亮君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月19日までの10日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から9月19日までの10日間と決しました。

---

### 諸般の報告（第1号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略します。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 行政報告

議長（湯浅 亮君） 次に、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長、斉藤敏雄君。

〔町長 斉藤敏雄君 登壇〕

町長（斉藤敏雄君） 平成9年8月5日、臨時第3回町議会以後の行政報告を行います。

8月7日には、全国ふるさと林道促進の集いが東京で行われました。2期目就任のあいさつを兼ねまして、この際に営林署の存続問題につきまして、関係代議士ないし事務所にご要請をいたしてきたところであります。

8日には、新得営林署の存続を求める推進協議会が開催をされました。今日までの運動の経過と今後の進め方につきまして、協議をいたしております。たいへん厳しい現状認識のうえに立って、今後の運動の進め方について協議をさせていただいたところであります。

8月10日には、レディ・スファ・ムスク・ル研修生と町の商工青年部のかたがたとの交流会を実施をいたしました。

これは、農村青年だけではなくて、今後とも広く交流の機会を作っていきたいと考えております。

また、8月11日には、道の村本農政部長が来町されまして、レディ・スファ・ムスク・ル研修生との懇談会が行われております。

次ページにまいりまして、一番後段であります。8月21日に懸案事項の要請を行っております。畜産試験場の再編事業の促進についての要請をはじめといたしまして、平成11年度に予定をいたしておりますゴミ処理場に併設するリサイクルセンターの要望をいたしております。

また、この際に保健所問題など当面の課題につきましても要請をしてきたところでもあります。

3ページにまいりまして、8月22日には、新得営林署の存続の陳情を中川代議士、そして帯広営林支局長とのその後の情勢についての懇談を行っております。

後段にまいりまして、8月25日には、全国聴覚障害者老人ホーム、全国で5施設ありますけれども、この交流会が本町で開催をされております。

4ページにまいりまして、8月27日には株式会社新得モータースクールの株主総会が開催をされております。第15期の決算報告がなされておりますけれども、ご承知のように昨年10月1日から、新体制に移行いたしました。初の決算となったわけですが、この間リストラ、あるいは経費の節減に努めてこられまして、順調な決算で終了いたしているところでもあります。

また、8月29日には北海道、東北、北陸各電力会社の会長が表敬訪問で来町されております。

8月30日には、新得営林署存続の陳情を帯広で鈴木代議士にお会いいたしましたところでもあります。

5ページにまいりまして、9月3日には、町道西広南3丁目仲通道路改良工事の入札が行われまして落札をいたしております。なお、8月末現在の発注率であります。発注が258件になっておりまして、発注率は75.22%であります。

9月4日にはまちづくり推進協議会の町内の主要事業の現地視察をしていただいております。三ッ輪ヒューム管の工事現場をはじめといたしまして、行政の進ちょく状況につきまして、現場を視察していただき引き続き意見交換を行っております。

6ページにまいりまして、9月6日には札幌新得会が開催をされました。たくさんの人たちがお集まりをいただきまして、盛会裏に終了いたしております。なお、札幌新得会の会長につきましては、横山製粉の横山社長さんが就任をされております。

9月7日には、新得駅の開業90周年の記念式典が盛大に行われました。

また同じ日には、98年目の開町記念式典と併せて敬老会がそれぞれ行われております。以上であります。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

---

日程第3 認定第1号 平成8年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

議長(湯浅 亮君) 日程第3、認定第1号、平成8年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件については全議員中、監査委員、福原信博君と議長、湯浅亮を除く17人の議員をもって構成する新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については17人の議員をもって構成する新得町各会計歳入歳出決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

---

日程第4 認定第2号 平成8年度新得町水道事業会計決算認定について

議長(湯浅 亮君) 日程第4、認定第2号、平成8年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。本件については全議員中、監査委員、福原信博君と議長、湯浅亮を除く17人の議員をもって構成する新得町水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって本件については17人の議員をもって構成する水道事業会計決算特別委員会を設置し、これに付託のうえ、審査することに決しました。今、定例会の会期中に審査を願います。

---

日程第5 議案第60号 教育委員会委員の任命同意について

議長(湯浅 亮君) 日程第5、議案第60号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役(鈴木政輝君) 議案第60号、教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。任命しようとするかたは、新得町字上佐幌630番地、植田重継氏51歳でございます。昭和39年野幌高等酪農学校をご卒業後、農業に



現在従事されております。平成元年10月から教育委員としてご尽力をいただいておりますが、引き続き教育委員に任命いたしたいと思っております。ぜひご同意をお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしというお声がございますので、この採択は、無記名投票をもって行います。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は19人ですが、議長を除くと18人です。

議長（湯浅 亮君） 立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、17番、森清君、18番、金沢静雄君、19番、黒沢誠君の3名を指名いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、17番、森清君、18番、金沢静雄君、19番、黒沢誠君を立会人に指名いたします。

議長（湯浅 亮君） 投票用紙を配布いたします。

〔事務局長 投票用紙配布〕

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 配布もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票箱を点検いたします。

〔事務局長 投票箱点検〕

議長（湯浅 亮君） 異状なしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 念のため申し上げます。

本案、教育委員会委員の任命同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長（湯浅 亮君） 点呼を命じます。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票を終了いたしました。

議長（湯浅 亮君） これから開票を行います。

森清君、金沢静雄君、黒沢誠君、開票の立ち会いを願います。

〔開 票〕

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票、  
そのうち有効投票18票、  
有効投票中、賛成17票、  
反対 1票、

以上のとおり賛成多数であります。

よって本案は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

---

日程第6 議案第61号 教育委員会委員の任命同意について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、議案第61号、教育委員会委員の任命同意についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第61号、教育委員会委員の任命同意についてご説明申し上げます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。これは教育委員の任期満了に伴い退任される委員の後任として、任命しようとするものであります。

新たに任命しようとするかたは、屈足幸町2丁目31番地、大澤亮子氏、42歳でございます。昭和49年に新得高等学校を卒業され、現在は主婦であります。屈足中学校、新得高等学校のPTA副会長、青少年問題協議会委員などを歴任されており、現在もまちづくり推進協議会委員、新得町100年史編さん委員、そして女性消防団員としてもご活躍をされているところでございます。人格識見とも、豊かで地域からの信望も厚く、教育委員としてふさわしいかたですので、ぜひご同意をお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） 説明が終わりました。本件は人事案件につき、質疑、討論を省略し、投票をもって行いたいと思っておりますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしというお声がございますので、この採択は、無記名投票をもって行います。

議長（湯浅 亮君） 議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

議長（湯浅 亮君） ただいまの出席議員数は19人ですが、議長を除くと18人です。

議長（湯浅 亮君） 立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定により、1番、吉川幸一君、2番、菊地康雄君、3番、松尾為男君の3名を指名いたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、1番、吉川幸一君、2番、菊地康雄君、3番、松尾為男君を立会人に指名い

たします。

議長（湯浅 亮君） 投票用紙を配布いたします。

〔事務局長 投票用紙配布〕

議長（湯浅 亮君） 投票用紙の配布もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 配布もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票箱を点検いたします。

〔事務局長 投票箱点検〕

議長（湯浅 亮君） 異状なしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 念のため申し上げます。

本案は教育委員会委員の任命同意を可とする諸君は「賛成」と、否とする諸君は「反対」と記載のうえ、1番議員から、職員の点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票、及び賛否が明らかでない投票は「否」とみなすことになっております。

議長（湯浅 亮君） 点呼を命じます。

〔事務局長の点呼により投票〕

議長（湯浅 亮君） 投票もれはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 投票もれなしと認めます。

議長（湯浅 亮君） 投票を終了いたしました。

議長（湯浅 亮君） これから開票を行います。

吉川幸一君、菊地康雄君、松尾為男君、開票の立ち会いを願います。

〔開 票〕

議長（湯浅 亮君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数 18票、

そのうち有効投票18票、

有効投票中、賛成 18票、

以上のとおり賛成多数であります。

よって本案は同意することに決しました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

---

日程第7 議案第62号 新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第7、議案第62号、新得町低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。税務課長、小森俊雄君。

〔税務課長 小森俊雄君 登壇〕

税務課長（小森俊雄君） 議案第62号、新得町低開発地域工業開発促進のための固

定資産税の免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開き願いたいと思います。提案理由といたしましては、低開発地域の工業開発促進法に基づきまして、固定資産税を3年間免除するための取り扱い要綱が一部改正になりましたので、今回改正するものであります。趣旨といたしましては、国土の均等ある発展を図るため、低開発地域の振興を目的といたしまして、時限立法ではありませんが、近年の経済状況、企業立地から考えまして適用期間を2年間延長するものであります。参考までに、現在本町で適用を受けている企業は1社でございます。改正内容であります。34年以内を2年間延長いたしまして、36年以内にするものであります。本町の適用でございますが、平成11年10月20日まで適用されます。審議のほどよろしくお願い申し上げます。

〔税務課長 小森俊雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですのでこれから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第62号は原案のとおり可決されました。

---

日程第8 議案第63号 過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（湯浅 亮君） 日程第8、議案第63号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。税務課長、小森俊雄君。

〔税務課長 小森俊雄君 登壇〕

税務課長（小森俊雄君） 議案第63号、過疎地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

裏面をお開き願いたいと思います。提案理由といたしましては、過疎地域活性化特別措置法に基づきまして、固定資産税を3年間免除するための取り扱い要項が一部改正されたために改正するものです。趣旨はさきほどの低工法と同様な考えでございます。過疎地域の振興を図るため2年間延長するものであります。参考までに現在本町で適用企業は1社でございます。改正内容であります。7年以内を2年間延長いたしまして、9年以内とするものであります。本町では平成11年まで適用されます。本文を省略させていただきます。審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

〔税務課長 小森俊雄君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) これをもって質疑を終結いたします。

本件について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手多数]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって議案第63号は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第64号 平成9年度新得町一般会計補正予算

議長(湯浅 亮君) 日程第9、議案第64号、平成9年度新得町一般会計補正予算を議題といたします。

議長(湯浅 亮君) 提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

[助役 鈴木政輝君 登壇]

助役(鈴木政輝君) 議案第64号、平成9年度新得町一般会計補正予算、第4号についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億43万9,000円を追加して、予算の総額を88億8,021万2,000円とするものであります。

第2条、継続費の追加は、第2表、継続費補正によるものであります。

第3条、債務負担行為の変更は、第3表、債務負担行為補正によるものであります。

第4条、地方債の追加は、第4表、地方債補正によるものであります。

10ページ歳出をお開き願います。主なものをご説明申し上げます。2款、総務費の財産管理費では、JR宿舍用地購入費と新得警察署屈足駐在所用地及び建物の購入費を計上しております。

なお、工事請負費の建物解体費は、新得警察署屈足駐在所の用地の建物の解体費でございます。

町史編さん費では、本年度と平成10年度の2ヶ年継続事業として、町史の編集業務を効率化とデジタル化を図るため、委託料を計上しております。この委託によりまして、編さん補助員の賃金が不用となりますので全額減額しております。

諸費では、補助金返還金を増額しておりますが、これは酒造公社に係る返還金として、町と酒造公社で2分の1ずつ負担し、返還するものであります。

11ページ、4款、衛生費では、一般廃棄物中間処理施設用の焼却灰運搬車購入に対し、水力発電施設周辺地域交付金が交付される見込みとなりましたので、財源移動の補正を行っております。

6款、農林水産業費の農業振興費ではレディ-スファ-ムスク-ル修了後、本町にとどまる、就農されたかたに対する報償費とレディ-スファ-ムスク-ル用備品購入費を計上しております。

農村総合整備事業費では、国営土地改良事業受益地の調査に係る事務費を歳入の国庫

委託金と同額計上いたしております。

12ページ、林業振興費では、寄附をいただきましたので、これを財源として梅園管理用備品の購入費を計上しております。

7款、商工費では、民間事業活動の支援のために、地域振興事業補助金として、一定の条件のもとに、三ッ輪ヒュ - ム管株式会社と有限会社竹中製作所の2件分を計上しております。また、ふるさと融資として三ッ輪ヒュ - ム管株式会社への貸付金を計上しております。

8款、土木費の道路橋りょう費では13ページになりますが、佐幌基線舗装補修に対し、水力発電施設周辺地域交付金が交付される見込みとなりましたので所要額を補正しております。

都市計画費では、公衆便所の工事費を補正しておりますが、これは当初予算の小学校費で計上しておりました新得小学校屋外便所改築を建設場所及び整備内容の一部を変更し建設しようとするものであります。

なお、建設場所は神社鳥居横の労働会館駐車場内を予定しておりまして、障害者用便所も加え整備しようとするものであります。

10款、教育費の教育総務費では、14ページになりますが、上佐幌西1線地区の道営農道整備の実施に伴い、教員住宅屋外物置の移設が必要となりましたので、道からの移転補償費を財源として、移設費を計上しております。

小学校費では、新得小屋外便所改築につきまして、さきにご説明のとおり、都市計画費に組み替えたため減額しております。

社会教育費では、寄附をいただきましたので、これを財源としてよさこいソ - ラン活動人材育成事業補助金を増額しております。

また、自主映画製作援助につきましても、増額しております。

7ページ、歳入をお開き願います。8款、地方交付税では今回の補正の財源調整のため、普通交付税を増額しております。

12款、国庫支出金は、委託金の補正でございます。

13款、道支出金では、歳出でさきにご説明した教員住宅屋外物置の移設に係る保証負担金と、水力発電施設周辺地域交付金事業に係る補助金の補正でございます。

8ページ、15款、寄附金ではよさこいソ - ラン活動人材育成用として、札幌市の横山製粉株式会社、同じく札幌市の横山昭氏から、また林業振興事業用として有限会社尾崎林業から、それぞれ寄附をいただきましたので補正しております。

18款、諸収入の貸付金元利収入では、三ッ輪ヒュ - ム管株式会社貸し付け分のふるさと融資元金を増額しております。

雑入では、酒造公社からの補助金返還充当金の補正をしております。

9ページ、19款、町債では、地域総合整備資金貸付事業の補正でございます。これは、三ッ輪ヒュ - ム管株式会社へのふるさと融資貸付金の財源とするものであります。

なお、利子の75%は普通交付税で措置されるものであります。

3ページをお開き願います。第2表、継続費補正では、追加として町史編集業務委託の補正でございます。

4ページ、第3表、債務負担行為補正では、変更として農業経営基盤強化資金の利子補給でございます。

5ページ、第4表、地方債補正では、追加として地域総合整備資金貸付事業の補正で

ございます。以上で説明を終わりますがよろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 10ページの補助金返還金であります。これは懸案だった酒造公社問題というのが完全にけりがつくわけですが、本当にご苦労さまでしたと、こう言いたいわけですが、これで、私ら非常に高い授業料だったなと思うわけです。そんなこともういいんですが、この授業料を生かすためにですね、町長はこの教訓、この酒造公社問題に関していろいろかかわってきまして、どのような教訓を得たのか、また今後どういうふうはこの教訓を生かしていきたいのか、これ非常に大事なことなんでぜひ、ちょっと町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 感想を申し上げてみたいと思います。この新得酒造公社、いわゆるこの焼酎の醸造すべく段取りを進めてくるだけですね、過去に10年という歳月を要して、やっと日の目をみたという経過の中で、この新得酒造公社が本町に立地をしたわけでありまして。ちょうどその時には第1次の焼酎ブームというものが、下火になりつつあるときであったと。これそのものは、やはり免許行政であるというところにですね、大きな課題があったのではないかと考えております。しかしながら、晴れて免許をいただきまして、この間焼酎の製造に努力してきたわけでありまして、いかにせん販路あるいは醸造量の制限と。いろいろな制約の中でこの事業を進めてこざるを得なかったという背景の中で、極めて大きな累積債務を抱えてしまったと。たいへんそういう面では、町の財政負担そしてまた町民の皆さんがたにも大きなご心配をかけまして、そうした面ではたいへん残念な経過をたどってきたというふうに考えております。

しかし、今回の雲海酒造の吸収合併によりまして、とりあえず将来に向かっては、町のそうした負担というものが、全くなくて済むという状況が生まれたと同時に、将来に向かってパトナであります雲海酒造がこの北海道工場だけで独立採算ができるようにという計画を今、持っておりますので、したがってこれから先の雲海酒造本社のその計画に対しまして、大きく期待をいたしております。今まで多額の町の財源を使って先行投資をしてきたわけですが、それがずっと長い将来に向かって回収していかねば、あるいは回収されるような運用が図られていくというふうに期待をいたしておりますし、そうしたこれから先の行方というものを注意深く見守っていきたくと。そのことが、たいへん苦労して、今日10年の大きな節目を迎えたわけですが、そこから先に工場が増設され、あるいはその増量され、雇用が促進され地域経済がそれによっても活性化されていくと。そういう状況をぜひとも迎えていきたくと。したがって、途中経過としての結果としての先行投資は極めて大きかったわけですが、それが将来に向かっていい意味で採用できるような、そういうものに生かしていきたいものと考えております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

議長（湯浅 亮君） 本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第64号を採決いた

します。

議長（湯浅 亮君） 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第64号は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第65号 平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計補正  
予算

議長（湯浅 亮君） 日程第10、議案第65号、平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第65号、平成9年度新得町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ809万円を減額し、予算の総額を6億1,260万7,000円とするものであります。

5ペ - ジ歳出をお開き願います。3款、老人保健拠出金では本年度の拠出金の額が確定したため、医療費拠出金ほかそれぞれ減額しております。

7款、諸支出金では、平成8年度の療養給付費交付金の超過交付分の返還金を計上しております。

前のペ - ジに戻りまして、4ペ - ジの歳入を御覧いただきたいと思っております。

2款、国庫支出金では、本年度の老人保健医療費拠出金の額が確定したため国庫負担金を減額しております。

7款、繰入金では、今回の補正の財源調整のために一般会計繰入金を減額しております。

8款、繰越金では、平成8年度の決算見込みより前年度繰越金を増額しております。

以上で説明を終わりますがよろしくご審議をお願いします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

議長（湯浅 亮君） 本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第65号を採決いたします。

議長（湯浅 亮君） 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第65号は原案のとおり可決されました。

---



日程第 1 1 議案第 6 6 号 平成 9 年度新得町公共下水道事業特別会計  
補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 1、議案第 6 6 号、平成 9 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第 6 6 号、平成 9 年度新得町公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

今回の補正では予算の総額の増減はございません。また、歳出のみの補正となっております。

4 ペ - ジ、歳出をお開き願います。1 款、事業費で管渠工事の執行残を減額しておりますが、この執行残と同額を管渠実施設計ほか 2 件の委託料として増額しております。なお、事業費総額の変動がないため国庫補助金等の歳入に変更が生じないものであります。以上で説明を終わりますがよろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

議長（湯浅 亮君） 本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第 6 6 号を採決いたします。

議長（湯浅 亮君） 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第 6 6 号は原案のとおり可決されました。

---

日程第 1 2 議案第 6 7 号 平成 9 年度新得町水道事業会計補正予算

議長（湯浅 亮君） 日程第 1 2、議案第 6 7 号、平成 9 年度新得町水道事業会計補正予算を議題といたします。

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。助役、鈴木政輝君。

〔助役 鈴木政輝君 登壇〕

助役（鈴木政輝君） 議案第 6 7 号、平成 9 年度新得町水道事業会計補正予算第 1 号についてご説明申し上げます。

第 2 条で水道事業会計予算第 3 条で定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。収入については変更ございません。支出につきましては事業費で、7 2 万 3 , 0 0 0 円を増額し、8 , 1 8 8 万 9 , 0 0 0 円とするものでございます。

2 ペ - ジをお開き願います。収入では変更ございません。支出であります。1 款、事業費の原水及び浄水費で 8 月の集中豪雨による浄水場内の土砂崩れによる復旧補修の

費用として修繕費を補正するものでございます。以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をお願いいたします。

〔助役 鈴木政輝君 降壇〕

議長（湯浅 亮君） これから質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 工事費がですね、修繕費がですね、原因が土砂崩れということで私、少し問題感じるんですがね、あのあたりは一応危険地域となってるんですが、これは飲料水の関係のところですね、土砂崩れが起きる状況というのがですね、これは、起きるようであれば単なる修繕というだけでは今後終わらない状況がくるのではないのかと。これがもし、危険地帯でなくても、雨で土砂が崩れる状況というのがこれからもまたあると思うんですよね。これは、抜本的に直すという考えはないのでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 水道課長、西浦 茂君。

水道課長（西浦 茂君） お答えいたします。今回の土砂崩れは自山というのでしょうか、山そのものでなくて、盛り土をしているすそが集中豪雨で雨が集中的にそこに流れて崩れたということで、自山そのものは崩れたということではございません。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

委員（能登 裕君） 山が仮に崩れなくて盛り土が崩れる可能性がまたあるわけですから、そのあたりの抜本的な改善といいますか、考えられないのでしょうか。

議長（湯浅 亮君） 水道課長、西浦 茂君。

水道課長（西浦 茂君） お答えいたします。現在補正いたしました金額でもって完全に補修できるというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） ほかに。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） これをもって質疑を終結いたします。

議長（湯浅 亮君） 本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これから議案第67号を採決いたします。

議長（湯浅 亮君） 本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって議案第67号は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第13 決議案第1号 銃器犯罪の根絶に関する決議

議長（湯浅 亮君） 日程第13、決議案第1号、銃器犯罪の根絶に関する決議を議題といたします。

議長（湯浅 亮君） 提案者から提案理由の説明を求めます。議員、武田武孝君。

5番（武田武孝君） 銃器犯罪の根絶に関する決議。上記議案を別紙のとおり提出いたしますが、賛成者議員の吉川議員、小川議員、菊地議員の賛成を得て提案するものでございます。説明は朗読をもって説明に代えさせていただきます。

銃器犯罪の根絶に関する決議。近年、全国的に一般市民が被害者となる銃器犯罪の増

加は、大きな社会問題となっており、平穏な地域社会と市民生活に多大な不安を与えている状況にあります。

銃器は、言うまでもなく犯罪に使用されると、人の生命、身体に重大な危害が及び極めて危険な凶器であり、この種の犯罪は新得町民の総意により絶無を目指すところであります。

町内においては、幸いにも現在までこの種の犯罪の発生はありませんが、本道は長大な海岸線を持つ地理的な特殊性から、銃器等の密輸入が容易であり、銃器の一般社会への拡散化傾向等の実態から、今後銃器使用犯罪の発生が絶無とは断言できない状況にあります。

安全で犯罪のない住みよい町づくりの実現は、町民共通の願いであります。そのためには、銃器を国外からの流入や暴力団から一般社会への拡散を防止し、銃器犯罪を社会から根絶することが最も重要な課題であります。

よって、本議会は、銃器犯罪を絶対に許さないという機運を盛り上げ、警察をはじめとする取締関係機関と一体となって、一切の銃器犯罪を社会から根絶し、法を無視した反社会的な行為を徹底的に排除することを決議いたします。平成9年9月10日、以上よろしくお願いいたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本案については、特にご発言がなければこれより決議案第1号を採決いたします。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 意見案第10号 北海道国際航空株式会社に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第14、意見案第10号、北海道国際航空株式会社に関する要望意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。よって意見案第10号は総務常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査をお願いします。

---

日程第15 意見案第11号 平成9年産畑作三品価格等に関する要望意見書

議長（湯浅 亮君） 日程第15、意見案第11号、平成9年産畑作三品価格等に関する要望意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。よって意見案第11号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査をお願いします。

---

日程第16 陳情第2号 「保健所の統廃合反対、現在十勝にある五保健所の存続と充実の意見書提出を求める陳情書」

議長(湯浅 亮君) 日程第16、陳情第2号、「保健所の統廃合反対、現在十勝にある五保健所の存続と充実の意見書提出を求める陳情書」についてを議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件については、文教福祉常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。よって陳情第2号は文教福祉常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査をお願いします。

---

日程第17 陳情第3号 十勝地方の気象観測の強化を求める陳情書

議長(湯浅 亮君) 日程第17、陳情第3号、十勝地方の気象観測の強化を求める陳情書についてを議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。よって陳情第3号は農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。今定例会の会期中に審査をお願いします

---

休 会 の 議 決

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

議案調査のため、9月11日から9月17日までの7日間、休会することにいたしたいと思いを。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、9月11日から9月17日までの7日間、休会することに決しました。

---

## 散会の宣告

議長（湯浅 亮君） 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。  
本日は、これをもって散会いたします。

（宣告 10時58分）

---

第 2 日

平成9年第3回  
新得町議会定例会（第2号）

平成9年9月18日（木曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第2号）
1		一 般 質 問
2	意見案第12号	第4次急傾斜地崩壊五箇年計画の早期策定及び所要事業費の確保についての意見書
3	意見案第13号	道路特定財源堅持等に関する意見書
4	意見案第14号	中央省庁の再編などにかかる北海道開発体制に関する意見書

会議に付した事件

諸般の報告（第2号）

一 般 質 問

意見案第12号 第4次急傾斜地崩壊五箇年計画の早期策定及び所要事業費の確保についての意見書

意見案第13号 道路特定財源堅持等に関する意見書

意見案第14号 中央省庁の再編などにかかる北海道開発体制に関する意見書

○出席議員（19人）

1 番 吉 川 幸 一 君	2 番 菊 地 康 雄 君
3 番 松 尾 為 男 君	4 番 小 川 弘 志 君
5 番 武 田 武 孝 君	6 番 広 山 麗 子 君
7 番 石 本 洋 君	8 番 能 登 裕 君
9 番 川 見 久 雄 君	10 番 福 原 信 博 君
11 番 渡 邊 雅 文 君(早退)	12 番 藤 井 友 幸 君
13 番 千 葉 正 博 君	14 番 宗 像 一 君
15 番 竹 浦 隆 君	17 番 森 清 君
18 番 金 沢 静 雄 君	19 番 黒 沢 誠 君
20 番 湯 浅 亮 君	

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	齊藤敏雄	君
教育委員会委員	長	高久教雄	君
監査委員		吉岡正	君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木政輝	君				
収	入	役	川久保功	君			
総	務	課	長	佐藤隆明	君		
企	画	調	整	課	長	鈴木政輝	君(兼務)
税	務	課	長	小森俊雄	君		
住	民	生	活	課	長	村中隆雄	君
保	健	福	祉	課	長	高橋昭吾	君
建	設	課	長	常松敏昭	君		
農	林	課	長	齊藤正明	君		
水	道	課	長	西浦茂	君		
商	工	観	光	課	長	清水輝男	君
児	童	保	育	課	長	長尾直昭	君
屈	足	支	所	長	貴戸延之	君	
庶	務	係	長	武田芳秋	君		
財	政	係	長	阿部敏博	君		

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部靖博	君			
学	校	教	育	課	長	秋山秀敏	君
社	会	教	育	課	長	長尾正	君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事	務	局	長	赤木英俊	君
---	---	---	---	------	---

○職務のため出席した議会事務局職員

事	務	局	長	富田秋彦	君
書		記		金田将	君



---

## 開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日は、全員の出席でございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時00分）

---

## 諸 般 の 報 告 （第2号）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

## 日程第1 一 般 質 問

議長（湯浅 亮君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

[ 8 番 能 登 裕 君 登 壇 ]

### 1. 個人情報保護の規則について

8番（能登 裕君） 私は個人情報保護の規則についてお伺いいたします。新得町では、公文書の開示基準に続き、本年8月1日より電子計算処理に係る個人情報の保護に関する規則が施行されました。情報公開とは、公文書の開示と個人情報の保護が両輪になり、真の情報公開となるのであります。しかしながら新得町の個人情報の保護規則は電子計算処理に係るものだけであり、執行機関の義務としての色合いが強く、規則にうたわれている個人の権利利益保護するという立場からみると、不備としか思えないのであります。例えば、レセプト（診療報酬明細書）と呼ばれているものや、事故等の報告書、教育関係においては学校教育の事故報告書や学校での児童生徒の内申書など、電子計算処理されない文書等の個人情報の開示の処理はどうなるのか。疑問点が残るのであります。電子計算処理をされるものだけでなく、文書等についても個人情報の保護規則を早急に定めるべきと思いますが町長、教育委員長の見解をお伺いいたします。

[ 8 番 能 登 裕 君 降 壇 ]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[ 町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇 ]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。

本町は、開かれた町政を一層推進することによつて、町民の町政に対する理解と信頼を深めていただくため、平成6年度に情報公開制度といたしまして、道内町村としてはいち早く「公文書公開に関する取扱基準」を制定いたしましたところでありまして、

更に、全国に先駆けて町議会議事録のフロッピー公開にも踏切りましたことは、能登議員もご承知のとおりであります。

ご質問にありました個人情報保護制度につきましても、制度化するとの考えでありましたので、庁舎内に電算システムを導入いたしましたのを機会に、本年度は「電子計算処理にかかわる個人情報保護に関する規則」を制定いたしましたところであります。この規則に基づきまして電算処理を終えた業務から個人情報につきましても開示請求に応じていきたいと考えております。

ご指摘ありましたように電算処理されない個人情報の保護にかかわる文書もあるわけでありまして、

現在行っている電算処理業務が完了した時点で個人情報の保護の整理と、併せて文書整理を行いまして、可能な限り保護するよう規則改正を図っていきたいと考えているところであります。

ただ、規則改正とは別に個人情報に係る文書等につきましても、町民からの開示の請求がありました時は、内容にもよりますが可能な限り請求にこたえることを原則にいたしておりますのでご理解賜りたいと思います。

次にレセプトの問題がございましたが、レセプトの開示につきましては、町が国民健康保険事業の保険者でありますのでこれに該当いたしますが、道を通じまして、厚生省からの通知がなされているところであります。その具体的な取り扱いにつきましては、現在、道のほうで検討中でありまして、取扱要綱が示されしだい、その手続きに従いまして、開示していきたいと考えております。

なお、このレセプトの開示につきましては、個人のプライバシーの保護及び診療上の問題もございますので、これには十分配慮していかなければならないと考えております。

また、保険医療機関等との協議をしながら同意を得る必要がありますので、取扱要綱に基づき、実施に遺憾のないよう、進めてまいりたいと考えているところであります。

交通事故等の報告書の開示につきましても、可能な限り開示していきたいと考えております。

なお、学校関係につきましては、教育委員長より答弁させていただきます。

[ 町長 齊藤敏雄君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） 教育委員長、高久教雄君。

[ 教育委員長 高久教雄君 登壇 ]

教育委員長（高久教雄君） 教育情報であります学校関係の事故報告書と学校の内申書の取り扱いについてお答えを申し上げたいと思います。

まず、第1点目の事故報告書につきましては、道教委の教育長通達により学校において事故が発生した場合、そのつど速やかに提出してもらうことになっております。

事故報告書にはですね、被害者の個人情報をはじめとして、加害者、第三者、学校職員の個人情報も含まれておりますが、手続き文書のため8月1日から施行した電子計算処理にかかわる個人情報の保護に関する規則の対象にはなっておりません。

個人情報保護条例を制定している市町村においてはですね、開示請求者個人の情報は、原則として開示するのが一般的となっておりますので、本町においても制定する際には、他の市町村の動向や裁判所の判例などを踏まえて、その取り扱いを前向きに検討してまいりたいと考えておるところでございます。

2点目の内申書につきましては、学校教育法施行規則により中学校の校長が、生徒が志願する高校の校長へ提出することになっておりまして、これについても、すべてが手続きの個人情報にあたるため、現行の取扱基準では開示できないものと考えております。

内申書の開示に対し、文部省はすべてを開示することは、評価される生徒側と判断、見解が異なることがあり、また、本人が知るにより支障を生じる生徒指導上の情報が含まれているため、開示には消極的な見解をとっております。

また、北海道では、平成6年10月に個人情報保護条例を制定しておりますが、内申書の取り扱いについては、開示請求が出されてから判断することにしておりますので、現在まで内申書の開示請求が1件もないことから、道としての見解は出されておらないという状況でございます。

なお、最近になって、大阪市や川崎市、逗子市などは、評価が合理的、客観的基準で公正に行われていれば、本人及び保護者との信頼関係が深まることになるとして全面開示に踏み切っている自治体もございます。

全国的な動向としては、徐々に開示の方向と受けとめ、教育委員会といたしても学校現場の理解を得ながら、こうした流れを踏まえて対応しなければならないと考えておりますのでご理解賜われればと存じます。以上でございます。

[ 教育委員長 高久教雄君 降壇 ]

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 非常に誠意あるご答弁で喜んでいるわけですが、じゃあ問題はですね、2年前に、いまいちど、個人情報に関しては質問しているわけで、町長はその時に非常に前向きな答弁でして、ただ時間がほしいということでありました。この間いろいろ検討をされたと思うんですが、社会情勢もさきほど教育委員長も申しましたようにすごくあれから変わってきている。レセプトの問題もそうです。去年までは見せてはならんという通達でした。しかし今年になって請求あれば見せなさいよという通達に変わっている。それはあくまで、行政が、いや利用者という言葉が適切かどうかわかりませんが、立場に立つよりも住民の立場に立って物を考えるという傾向が今非常に強くなっている。そういうことを考えますと、これは間違いなしに必要なんだよと。ただ町長がですね、電算処理が終わった時点で、いちおう制度化を考えると。私はですね、今回だってですね、電算処理は全部終わってないわけでありまして。終わってないうちから規則を作ったわけですから、私は今すぐ作れとは申しませんが、文書に関する部分ですね、ある程度のめどがつきしだいですね、やって、できるのではないかと、こう思うのです。電算処理というのはですね、今いろいろ役場でやっているわけですから、遅れることもあるだろうし、計画どおりいくわけでない。と思います。それでずるずるやるよりは、ある程度の目安がついたときにですね、やる気があるのかどうかということですね。

それとですね、教育委員会。これ非常に難しい問題なんですけど、私は事故等に関する、学校事故等に関するですね、報告書は出してもいいんじゃないかという見解なんですけど、答弁だったんですが。当然これはそうなるだろうなと思ってたんですが、内申書の問題はですね、さきほど委員長もおっしゃりましたように徐々に徐々にですね、開示の方向に向かっている。中には裁判になって不開示のときもあります。この内申書というのは以前とは変わってね、ご存じとは思いますが、ただ単に成績でなくて、今度新しく観点別評価というものがあつて。実際ね、子どもの成績というものは試験の点数だけでないわけです。その観点別評価というのも実際合せて子どもの評価でありまして、実際に知らされるのはですね、試験の点数の成績表なんです。実は学校の成績というのは親に知らせなければならぬわけですよ。親というか保護者にですね、知らせなければならぬ。でも成績というのはさきほども言いましたように、観点別評価が入

ってはじめて成績なわけですから、その分は大いに知らされないわけですから。当然、当然親は子どもの成績を知りたいし知る権利もあるわけですから、そういうことも考えますとね、確かに国とか道とか、動向を見てやるというのはわかりますし、学校の現場の状況を見てわかりますが、各自情報公開に関してはね、国とか道よりも小さな自治体のほうが進んでいる場合が非常に多い。一番遅れているのははっきり言って国ですからね。国自体が情報公開制度がないですから、そういう観点で物差しをもっていくといつまでたってもできませんので、ある程度の決断をする時期というのがもうそろそろきているんじゃないかと。新得の場合はさきほど町長申しましたように、非常に情報公開のいちおう進んだ町ということでなってますので、なっているし、私もそうだと思ってますし、これは誇りにしていいことだと思っております。だから、そういう点も含めまして、まず学校現場とこれから話し合いが進むと思うんですが、いちおう、そういう方向の話し合いというのを進めていかなければお互いに消極的になってしまう、いう現実的になるんだと思うんです。だから、教育委員会がある程度リ・ダ・シップを取りましてそういう方向での話し合いというのをやっていく気があるのかないのか。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。さきほどからお話しありますように、情報公開というのはまさに、社会全体の流れであると私どももそのように受けとめまして、よって早い段階から本町の場合、その開示請求に応じるという、方向を定めたわけがあります。今電算処理がやっと入力が始まってきているという状況の中でありまして、そうした中ではその本来目的以外にその情報が流れてはいかないわけでありまして、したがって当面、電算処理に係る保護に関する規則を制定したばかりであります。かたやでは、電算処理の事務が順次進んでいく見通しでありまして。今の予定といたしましては、平成10年度の春時点でほぼ電算処理が終わっていくのではないかとみております。その時点で、今は電算処理に関わる保護条例でありますけれども、それは電算処理に関わらず一般文書も含めた個人情報の保護に関する規則に改めていきたいと同時に、内容についても、見直しをかけていきたいと考えております。

したがって、そうした中期的な見通しのもとでただいまご質問にあったような方向に進めていきたいと考えているところであります。ただ、個人情報だから、いくら開示してもいいとは私は限らないものがあるのではないかと。特にレセプトなんかについては、患者さんの、何て言いましょうか、その精神的な面によって例えばその、知りたくなかった病名がわかることによって、そこから別の方向に発展していったという、悪いケースもあるとお聞きをいたしております。したがって、そういうふうなことがあっては、これいけないわけでありまして、よって特にレセプトなんかにつきましては、やはり医療機関との連携というものがじゅうぶんに図られて、仮に開示をしたとしてもですね、それに耐えられるようなそういう人でなければこれは開示をしないという医療機関の判断が出るかもしれません。したがって、その辺は仮にその制度が確立したとしても、これ、やっぱりものによってはできないものもあると、ということもご理解賜りたいと思うのであります。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

[教育長 阿部靖博君 登壇]

教育長（阿部靖博君） 今、具体的に、観点別評価が含まれている内申書の取り扱いについてお話があったわけでありましてけれども、能登議員さんもお承知のとおり、この

問題につきましては現在賛否両論があるという現場実態にもございます。

また、司法の現場におきまして、どちらかといいますと消極的な判断がされているというような状況もあるわけでありまして、なかなか取り扱いが難しいなというふうに考えております。とは言いましても、やはりこういう流れには間違いなく進んでいるだろうという認識をもっておりますので、いまのお話しがあったわけでありまして、学校側のこれまでの子どもに対する考え方といいますか、関係の見直しを問いかけているというそういう一面もあるかなと思っております。そういった意味では、新しい関係の創造の機会にしていくということにもなるのではないかなというふうに思っておりますので、これ、具体的にいろいろとこう、いままでの実際にされている状況を見ましても、子どもの状況を見ましても、審査会の意見を聞いてそのあと関係者の意見を聞くとかというかたちの中で、取り進めている例も多いようでございまして、やはり現場のかたがたのご意見をじゅうぶん聞きながらスタートをするというのが適当でないかなというふうに考えております。基本になるのはあくまでも、子どもの人権の尊重と言いますか、そういったことになると思いますのでそういったことは、お互いのベ - スにおきながらどこまでそういう体制づくり、また、意識改革が伴ってこないとなかなかいい効果が出てこないということも予想されるわけでありまして、先生がた同士の意志疎通、あるいは学校側の責任と言いますか、そういったこともじゅうぶん考える必要があるかなというふうに思っております。時間的にはいつまでということとは言えないわけでありまして、教育委員会といたしましても話し合いを進めていきたいというふうに考えていますのでご理解をいただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 8番、能登 裕君。

8番（能登 裕君） 内申書の問題ですがね、これは個人情報保護だけの問題ではなくてですね、実は子どもの権利条約にも、実は示されていることでありましてね、これはせいぜい教師のかたがですね、認識していないわけじゃないんですよ。ところが町が出した教育研究所が冊子として出しました子どもの権利条約の中にはですね、内申書は開示できると明記してあるわけですし、そこまで明記する以上は意識はかなりあると私は思うわけですよ。意識がなければそういうこと内申書が明記できるということではですね、国の子どもの権利条約を国が解釈した中にも示されていない、国がですね。でも、新得町の教育研究所では、内申書が開示できると解釈している。だからそこまで文書にしてこれを冊子にしてこれを授業に使いなさいとか、PTAのですね、研修に使いなさいと、出しているわけですから、認識していないわけがないんで、私はこれを進めることによってかなり理解はしてもらえと思うわけですよ。ただ、やみくもに、ただ書いたと言うそう無責任なものでないと私は思うんです。認識していない。教育の専門家としてですね、当然考えてこうあるべきというのがですね、私は、皆さん教員のかたがた考えている事項でありますから、早急に話を進めてもらって、その方向にですね、もっていただきたいと思います。

議長（湯浅 亮君） 教育長、阿部靖博君。

教育長（阿部靖博君） 今、内申書の分についてお話しがあったわけでありましてけれども、確かに研究所で発行しました指導資料の中にはですね、そういう表現もございまして。ただ、その部分についてちょっと触れたいと思っておりますけれども、国会でもやり取りの中ではどうなっているかということをやっと調べてみたわけでありましてけれども、今言われましたその、28条の第1項の取り扱いについては、見解でございますけれども、

児童の教育を権利を保障するため、児童が進学や就職に必要な案内やガイダンスを得る機会を保証する規定ではありません。内申書や指導要録の本人への開示を義務づけるものではないという、そんな見解もあるわけでありまして。それはそれといたしまして、私どものほうでは、それぞれの自治体でできる範囲の中です。検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

議長（湯浅 亮君） 12番、藤井友幸君。

[12番 藤井友幸君 登壇]

#### 1. 屈足地域の振興対策について

12番（藤井友幸君） 私は町長の第2期目の政策の中にある項目について質問をいたします。

まず第1点目は、屈足地域の振興策についてであります。屈足地域の振興策につきましては、町長の第2期目の政策の中にあるとおりでございます。今後、基本的な振興策を含め、どのような施策で推進していく考えているのか具体的にお伺いをいたします。

次に屈足商店街の振興及び整備等は急務の課題と思うわけですが、今後どう講じていく考えであるかお伺いをいたします。

#### 2. 地域素材を生かした特産物の振興について

第2点目でございますが、地域素材を生かした特産品の振興についてでございます。新得町は木材の町として栄え知られ、有数の木工所を、そして新得営林署の所在地でもあります。木材につきましては、深いかかわりがあると認識をしております。地域素材、木材を活用した木製工芸品の振興を今後図る考えはないかお伺いをいたします。よろしくお願ひいたします。

[12番 藤井友幸君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまの質問にお答えいたします。私は2期目の町政を進めるにあたりまして、6つの柱と44項目の政策をお約束したところであります。この4年間、公約の具現化に向けて誠心誠意取り組んで参りたいと考えておりますので、議員各位をはじめ、町民皆様がたのご協力、そしてご支援をお願い申し上げたいと考えております。

さて、ご質問いただきました屈足地域の振興につきましては、まちづくりの重要な政策課題の一つといたしまして、この間地域住民の皆様をはじめ、いろいろな機会にご意見を賜って取り進めてきているところであります。

屈足地域における8月末での人口は、2,045名、そのうち屈足市街地では1,455名の方が生活しておられまして、小さな村と同程度以上の市街地形成や公的機能が整備されておりますので、今後ともより一層の定着、定住化対策が大きな課題であると考えております。

その方策といたしまして、今年度は格安の宅地分譲を計画いたしております。また地域振興の核的要素といたしまして、新たな社会福祉施設の立地も検討いたしております。また市街地の道道忠別清水線の歩道整備や、商店街の空き地、空き家対策等の具体的な対策も必要と考えているところであります。

更に、屈足地区に三ッ輪ヒューム管株式会社新得工場がこの秋にも本格操業されますので、地域への波及効果を期待いたしております。今後、増設、拡大あるいは関連企業の進出計画も予定されておりますので、地域への定住対策を含めて、積極的な対応をしていきたいと考えておりところであります。

なお、新得町全体といたしましての定住化、誘導策を講じておりますが、特に屈足地域の振興につきましては、まちづくり推進協議会の中に専門委員会の設置を予定いたしておりますし、庁内で職員の検討委員会を設けて議論しているところでもありますので、その検討内容についても尊重していきたいというふうに考えております。

屈足商店街の振興及び整備等の課題と今の方策であります。町といたしましては、屈足のみならず新得町の商店街全体の振興が必要ではないかと考えているところであります。その対策といたしまして、本年度はじめての試みといたしまして、商工会の事務局長に町の管理職の職員を派遣いたしまして、現状の課題をじゅうぶんに行政に反映させ、また一方、商工会事業の業務内容を把握に努めさせているところであります。また今年度は、更に道と町の補助金によりまして、地域小売商業振興事業、いわゆるまちおこし事業であります。その導入を図りまして、今後の商店街づくりのため、現況調査も今取り進められているところであります。そうした中からも、商店街の振興方策が提起されてくるものと考えているところであります。

次に地域素材を生かした特産品の振興についてであります。木工芸愛好者が多く、木工サ・クル活動を積極的に進めており、木材振興に寄与されていることを認識いたしているところであります。必要に応じて町も若干でありますけれども、機会導入への町費補助、夢基金による助成をさせていただいたところであります。

今後もイベント等の商品販売、あるいはそういう技術職員の派遣など、側面的に協力させていただきたいと考えております。製品の製作段階では関係みなさんがたの努力にご期待を申し上げているところでありますのでご理解賜りたいと思います。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 12番、藤井友幸君。

12番(藤井友幸君) ただいま町長の答弁におきましては、細部にわたる答弁どおり屈足地域の振興策につきましては、積極的に取り組んでいることを評価、理解するところでありますが、次の点について再度伺いをいたします。いまお話ありました宅地分譲の計画でございますが、6区画と伺っております。この6区画が完売見込みが立った時点です。2次の計画が必要と思いますが、今後進める考えがあるかどうかをお伺いいたします。

また、社会福祉施設の関係につきましては、諸問題が多くあるかと思いますが、ぜひ立地を進めていただきたいと思います。それから、次に木工製品の振興であります。新得町としての特色を生かした製品研究開発が必要と考えているところでございます。これが特産品としまして、活用され地域振興の一途になると思うところでございます。今後町としても目を向けていただきたいと思います。この点については特に答弁必要ありません。よろしく願います。

議長(湯浅 亮君) 町長、齊藤敏雄君。

町長(齊藤敏雄君) お答えをいたします。宅地分譲というのはやはり定住対策の最も基本的なものであります。今、6区画、営林署の用地を整備いたしまして、販売をしていくこととなりますが、その分譲の状況をみながら考えていきたいと思っております。

新得のほうも今の団地が約半分ほど売れてきておりますので、そうした町全体の宅地分譲のあり方と、その中に屈足をどういうふうに位置付けていくかというふうな整理をしながら、今後の宅地政策に取り組んでいきたいものと考えているところであります。

また、新たな社会福祉施設の立地の問題につきましては、これは町民の皆さんがたのそして議会の皆さんがたの、そしてまた事業実施者のですね、いろんな二・ズというものがあるかと思っております。そういうものを今後詰めて、ぜひともそうした方向で検討をしていきたいものと考えているしだいであります。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

[ 7 番 石 本 洋 君 登壇 ]

#### 1. 農村地区合併処理浄化槽の普及について

7番（石本 洋君） まず、過般の新得町長選挙におきまして、再選の栄を得られましたことに対し心からお祝いを申し上げます。

さて、今回の一般質問では2点ほどお伺いをいたしたいと存じます。

1点目でございますが、農村地区合併処理浄化槽の普及についてであります。町では、浄化槽設置整備事業補助金交付要項を定めまして、下水道認可区域外の農業生産区域の農業者に対し、30万円を限度として補助のようになっております。たいへんけっこうなことでありますが、問題点もあります。特に周辺町の同種補助事業と比較いたしまして、非常に見劣りがするものであります。したがって農家のかたからのご意見も出てくるわけでありまして私もいろいろと調べてみました。

そのうち大きな違いといたしましては、ひとつは、新得町では、単独槽も補助の対象にしておりますが、清水、鹿追では、合併浄化槽に統一をしております。これはたいへん重要なことであります。

2つ目は農家に限定しておりません。非農家のかたでも対象にしております。

そして3つ目は、補助額が清水町では75万円限度、鹿追町では合併浄化槽設置から河川放流までの経費及びその維持管理についても町が負担をしております。これらを総合して考えますと、市街地の下水道におきましては、1戸当たり200万円以上の経費をかけて設備をしているものに対し、そのくらいの負担で区域外の合併処理槽を設備して上げるのは当然であるという考え方があります。この事業に対して相当の経費がかかるわけですが、鹿追町では交付税で補てんされる起債をもって処理をしているとのであります。距離も離れていない近隣町でなぜこのような大きな違いが出てくるのでありましょか。私は町政執行者の理念の問題ではないかと思うのであります。町長はこの問題についてどのように改善し、合併浄化槽の普及を図ろうとするのかお伺いをしたいと思います。

#### 2. 新屈足地区二基線道路の改修について

7番（石本 洋君） 次に屈足地区二基線道路の改修についてであります。

この問題をてがげますのは、たいへん面はゆいわけであります。折りに触れて申し上げているところでありますから、たいへん恐縮な気がいたします。しかし、なかなか整備の進まない所でもあります。幸い新屈足上幌内の道路が全面舗装になり、利用者及び地域の人々がたいへん喜んでおります。先日機会がありまして、何回か新屈足



に足を運んだのでありますが、鉄塔銀座ではありますけれども、道路だけが遅れていると。行くと何となくあげられないものかといいたまれない気持ちになって帰ってくるのであります。とにかく新屈足軽視も甚だしいものだと思うのであります。

前にも何回かお話をしておりますけれども、鹿追町の上幌内地区は上幌内を中心に完全整備され、新屈足と比較して格段の開きがあります。鹿追町トップの考え方をお伺いしますと、町民等しく平等にという考えがにじみ出ているようであります。また、それが職員に徹底しているようであります。なぜなら、その話をする職員の顔が生き生きとしているからであります。誇らしげであるからであります。町長は早急にこの道路の改良改修に取り組む考えはないかお伺いしたいと思います。以上です。

[ 7 番 石 本 洋 君 降 壇 ]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[ 町 長 斉 藤 敏 雄 君 登 壇 ]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。農村地区の水洗化トイレの普及のために、本町におきましては、平成5年度からモデルケースといたしまして、浄化槽設置工事費の一部を補助してきてところであります。その間、農業後継者対策、あるいは都市との交流の中から、農村地区の水洗化の要望が高まってきておりまして、町といたしましては、こういう状況の中、農村地区の一体的な水洗化事業を前向きに取り組むことにいたしているところであります。

ご承知のとおり、市街地区の水洗化処理区は、昨年度末で全体の83%に達しております。計画どおり進んでおりますが、完了するまであと2年ほどかかる予定であります。

したがって、その間、農村地区事業実施に向けての意向調査、またいろいろな水洗化のための国の制度事業につきまして、本町にとってどれが一番有利なのか、検討を重ねているところであります。

これらの状況を踏まえて市街地区の水洗化処理区が完成しだい、農村地区の一体的な水洗化事業を計画していきたいと考えております。

事業実施にあたりましては、計画的な予算の裏付けが必要でございますので、受益者の事業費負担は市街地区とのバランスを考慮に入れながら取り組んでいきたいと思っております。

また、ただいまは鹿追地区との比較がございましたようですけれども、鹿追につきましてはご承知かと思っておりますけれども、下水道事業がたいへん遅れておりまして、市街地農村地区を含めてやっと平成8年度から取り組みだしたということでもあります。その際に今日的な農村地域の水洗化が必要な時期になってまいりましたものですから、同時進行ができたということでもあります。それに比べて本町は市街地を先行させてきたという経過の中でありましてご理解賜りたいと思っております。

次に新屈足二基線道路の改修であります。

現況を申し上げますと、この道路は町道新屈足幹線となっております。延長は7.24km幅員は5mで舗装幅4mの道路であります。

そのうち6.2kmは路盤が浅く傷みがひどくなり部分補修をして維持しているところであります。今、この道路を全面改修するとなりますと、現在の基準で道路幅7.5m、舗装幅5.5mといたしまして、概算事業費は8億円程度となると考えております。この道路につきまして、第6期総合計画には入っておりませんが、町単独事業では財政状況も厳しく優先順位も考慮しながら農業関係の補助事業を取り入れて改修も検討してい

るところであります、当面、この部分的にひどい所につきましては維持補修で管理していきたいと考えておきまして、平成9年度におきましても、傷みのひどい箇所2kmのオーバーレイを実施していきたいと考えておるところでございます。

新屈足を軽視しているのではないかという意味のご発言があったようでありますが、私も決してそういうふうには考えておりません、当時の補助制度の採択基準が比較的その砂利圧が薄くてもですね、制度にのったと。これはやっぱり町の財政状況があるわけです、それは当時の理事者の判断として、最小限度の道路整備をしてしまったと、これが痛んだ原因でありまして、34区は比較的早いうちにですね、幹線が整備されたという経過がございますのでそのこともひとつご理解賜りたいと思います。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長(湯浅 亮君) 7番、石本 洋君。

7番(石本 洋君) 鹿追地区は下水道が遅れていると、そういった点から新得町とは事情が違うよと、こういうふうなお話がありました。鹿追はですね、本町、市街地ですね、それに一か所、それから瓜幕地区に一か所、それから然別の温泉地区に一か所、合わせて3か所の下水道事業を今、やっているわけなんです。そういうかたちの中で農村にも手厚い対策をとっているということに注目をしていきたいなと、こういうふう思うわけですね。

さきほどの質問からはずれておりますけれども、例えば、個人負担の部分もあるわけですね、浄化槽から家の中につなぐ部分、それは、中の設備の大小によって、5人槽、6人槽、10人槽といったようないろいろこうあるわけなんですけれども、それは個人が負担しますよと。だからつなぐ部分から浄化槽で浄化した水を流す部分については鹿追町が負担しますよと。こういうふうにはっきりと区分を決めているわけですね、そうしてそれに対しては通常使用料としては2,040円をとっていると。40円は消費税だそうですけども。その金額の記入は要するに下水道地域の平均的な水道使用料が3,700円だそうでありまして、そのほかの維持費やなんかいろいろな経費を除いた1,700円を除いて2,000円と出しているんだと。こういうふうなことで非常に考え方としてですね、きちんとしたものを持っているなというふうな考えられるわけですね。

さきほど、特に重要だよと言った単独槽の関係は新得町はみているわけなんです、ご承知のとおり単独槽はトイレ関係だけなんですよね。ですからほかの生活用水、台所やなんか、それから風呂場そういうものの水というのがこの単独槽では処理ができないわけでしょう。そうしますとですね、いわゆる町の浄化槽の設置交付要綱の中にある、いわゆる生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するんだよという目的からいくとですね、合併浄化槽を中心にやっていかないとこの目的というものは達成できないということが言えるのでは第1ですね。

それから貸付金につきましても、新得町の場合1戸45万円ですか。2槽目というか例えば2機目、例えば1階は45万円だけど、2階にまたトイレをつくるというときには補助の対象になるのか、融資の対象になるかどうか知らないけれども、ほかの鹿追の場合はそれに対しても、90万円まで助成しますよと。こういうふうなかたちになっているわけですね。

それから浄化槽の普及計画などもお伺いしましたら、平成8年度で38戸、それから平成9年度で44戸、それで全体的に500戸対象がいるそうです。ですから、このままでいくと10年以上かかってしまうんで、だいたいそれを5、6年に短縮したいとい

うような意気込みです、今、計画の改定を進めていると。こういうようなわけなんです。翻って新得町はですね、さきほどの決算の中にもありましたように、8年度で5戸、それから平成9年度の予算でいくと5戸、そういったことでいきますと道遠しという感じがするわけですね。そういうわけですから、やはりさきほども触れたように職員が意気込みを持って生き生きとして働くようなかたちというのがトップのほうの考え方にきちんとしているということもあるわけで、なんも町長責めるわけでもないわけですが、そういうきちんとした考え方というのを打ち出すことによってですね、職員も生き生きとしてくるんじゃないかなとこういう感じがするわけなんです。そういったかたちの中でね、ほかの町村は新得より遅かったからといったようなことでなくて、遅いところがそのように、いい制度を取り入れてやっているわけですから、いいところはできるだけ取り上げて、過ちを改めるにはばかることなかれという言葉もあるわけですから、できるだけ改善をしていっていただきたいものだなとこのような感じがします。いかがでしょう。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） 水洗化の走りとしてはですね、新得は平成6年から、その呼び水として、ただいまの制度を走らせたわけでありまして、この時点では十勝管内では4つくらいですか、新得を含めて実施しているところは実はなかったわけでありまして、しかし、近年、急速に農村地域での水洗化の動きが進んでまいりまして、私も把握している範囲では、ちょうど十勝管内の市町村のうち半数がいろいろの制度にのせてきたと。残りの半数の町村については、全く手つかずの現段階での状況であります。私はさきほど、ご答弁で申し上げたのは、一体的な水洗化をしたいということでありまして、これは当然、合併浄化槽の整備に対して、町としても取り組んでいきたいということでありまして、これは最終的に農村地区で単にこの農家の人だけでなく、非農家のかたがたもいらっしゃいますが、どの程度の普及になっていくかということはまだ、今の段階では未知数でありますけれども、その普及度が大きくなればですね、かなり大きな事業費になることと同時に町の財源もかなり必要とされるわけでありまして、しかし今日的な状況を踏まえて何とか市街化区域以外にも、この制度を普及したいとこのように考えてさきほど答弁させていただいたところであります。

今、屈足地域の市街の水洗化が進んでおりまして、現在の計画では平成11年度で完成をいたす予定であります。したがって、それに連動して平成12年度から、順次農村地域にも取り組みができないかということで、今後、実施の規模、方法を含めて農家のあるいは、市街化区域以外の地域の意向調査にはいっていきたくて考えております。

そうした中から、本町の状況に合わせてどの制度にのせるのが一番ベタ・かということを検討しながらですね、平成12年の着工に向けて努力をしていきたくてこのように考えております。

議長（湯浅 亮君） 7番、石本 洋君。

7番（石本 洋君） たいへん、合併処理槽の普及については慎重なご意見をいただいているわけですが、将来的にはやっていきたいんだと。というようなところで一望の灯が見えるわけなんですけれども、しかし、昨年度5戸、今年5戸と言いながらも、農家の生活を改善したいという意欲のある人が、多少の200万、300万という金をかけながらですね、直しているというかたちの中で、農家の人と市街の人との生活レベルの違いをね、改善するという意欲をその、助成するという気持ちが見えないというような

感じがするわけでありまして、本当はもう、すぐ直ちに、改善をして同時進行するようなかたちで進めて行ってもらいたいという感じがするわけなんですね。さきほどもいろいろあれしまして、意気込みなんですけども、鹿追でも、一般の人にピ・ア・ルしているこういう、すばらしいパンフレットをですね、作ってやっているわけなんですよ。で新得の場合は水洗トイレの補助しますというお知らせ広報に載っているわけなんですね。もちろん対象が5戸と、対象が33、40、50といったような計画をもってる町村との違いなんでしょうけれども、やはり意気込みが少し違うのではないのかなという感じがいたします。そういうことで、町長の将来に向けての考え方はわかりましたが、できるだけ速やかにやっていただくことが、今、農家の皆さんの要望だと思うんです。新得は今、農家の数が300戸を切れているかなというような感じがするわけで、いろいろ問題点はあるとは思いますが、農村の花嫁対策だとか農村の環境美化だとか、いろいろな面での効果というものがあると思いますので、せっかくご努力をいただきたいとこういうふうをお願いをいたしまして質問を終わります。

---

議長（湯浅 亮君） 暫時休憩をいたします。11時15分までとさせていただきます。

（宣言 10時58分）

議長（湯浅 亮君） 休憩を解き再開いたします。

（宣言 11時15分）

---

議長（湯浅 亮君） 13番、千葉正博君。

[13番 千葉正博君 登壇]

1. 二期目の町政にあたって新たなる施策を

13番（千葉正博君） 私は斉藤町政二期目にあたってはじめての本会議でありますので、改めて決意のほどをお伺いいたします。1期4年間の実績と6つの柱44の政策を掲げ、見事大差で2選を果たし、町民の大きな期待と信頼を一身に浴びて町政に取り組んでいることは言うまでもありませんが、一方、告示直前になっての選挙戦によって対立候補による批判も見逃すことができないと考えます。公約の遂行はもとより、批判にこたえるためにも力強い指導力と決断をもって改たなる政策をと思い二期目にあたっての抱負と決意のほどをお伺いいたします。

[13番 千葉正博君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

[町長 斉藤敏雄君 登壇]

町長（斉藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えいたします。このたびの町長選挙におきましては、議員各位をはじめ、多くの町民の皆さんのご支援をいただき再び町政を担当させていただいております。誠に光栄なことであり、また、その責任の重大さを改めて痛感し、町民の皆さんがたの心を大切にこの4年間積極的な町政の執行に努力してまいりたいと考えているところであります。

私が第2期目にお約束いたしました公約の実現がもとよりでありますけれども、町の発展に結びつく施策を積極的に取り入れまして、町民が安心して暮らせるまちづくりを皆さんと共に造りあげていきたいと考えているところであります。具体的に掲げました未来につなぐ安定した生活基盤、また新しい視点の活気ある産業、ぬくもりと元気あふれる保健福祉など、6つの柱と44項目の政策の具現化に向けて町民と行政の英知を結集させながら、町の100年あるいは21世紀への土台づくりを進めていきたいと考えております。また、役場に対するご批判もございますので、それは謙虚に受けとめ、改めるべきところは改めるといった努力をしていきたいと考えております。

更に新たな医療機関の開設に向けた取り組みや、地域振興に結びつく新たな福祉施設の整備の話題などにつきましても積極的に対応しながら、その実現に向けて取り組んでまいりたいと考えているところであります。こうした施策を通じて、よりいっそう町の活性化に向けて単に1期目の延長ではなくて、新たな2期目のスタートと考え、全力を注いでまいりますのでご理解賜りますと同時に、なおいっそうのご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

[ 町長 齊藤敏雄君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) 13番、千葉正博君。

13番(千葉正博君) 決意のほどじゅうぶんにお伺いしたわけですがけれども、2期目にあたって特にご活躍を期待いたしておりまして、私の再質問は終わらせていただきます。

議長(湯浅 亮君) 14番、宗像 一君。

[ 14番 宗 像 一 君 登壇 ]

1. 屈足の市街地に高齢者向け住宅建設促進について

14番(宗像 一君) 私は標題について質問させていただきます。先日の新聞で厚生省のまとめによる日本人の平均寿命が男女共に、過去最高で世界一であることが報道されております。先日行われた本町の敬老会、75歳以上の高齢対象者が696名、そのうち屈足のかたが208名となります。さきほども町長の藤井さんの答弁の中で屈足地区の人口が上げられておりましたけれども、4月末日の屈足地区の人口が2,054人で市街地区が1,458名、農村地区が596ということで過疎が激しく進んでおられるのでございます。2月末日の屈足市街地区の人口をこう調べてみましたときに、60歳代が272人、50代が287人です。この現状を踏まえるときにですね、高齢者用の平屋の住宅建設が必要と思われるのでございます。

そこで、屈足の建設予定とされております公住の建て替えはどのようになっておられるのか。現在、屈足の公住に老人のかたが何世帯、何人のかたが入居されているか、参考までに新得地区の公住の状態もわかれば教えていただければと思うわけですが。

そして、私の要望とする平屋の高齢者住宅の建設はいかがなものか、この件お尋ねしたいと思っております。よろしく願いいたします。

[ 14番 宗 像 一 君 降壇 ]

議長(湯浅 亮君) 町長、齊藤敏雄君。

[町長 齊藤敏雄君 登壇]

町長（齊藤敏雄君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

屈足市街地に高齢者向け住宅の建設をとのことでございますけども、公営住宅の入居者で、60歳以上の入居者は、町全体で178世帯、入居世帯の27%となっております。

このうち屈足地区では201戸の入居者に対しまして、60歳以上の方の世帯が、58戸となっております、28.8%でございます。

現在の公営住宅法では高齢者向けだけの住宅団地をつくることはできないシステムになっております。したがってまして屈足地区の東進団地建替計画の中では、若者との混在型で、20戸のうち10戸を老人世帯向け住宅の建設計画をいたしているところであります。

しかし現在入居されているかたがたの現団地への愛着が強くて、なかなかこう理解が得られないという面がございまして、早期に着工できるように今後とも話し合いを続けてまいりたいと考えております。

特に高齢者のかたには、多少住宅事情が悪くても、長年住み慣れた場所での生活を望むという声が多くて、高齢者に対しまして住宅対策につきましては、単に屈足地区のみではなく、本町全体の悩みでもございます。

こうした住宅対策につきましては、以前より種々検討してまいりましたが、障害者は障害者だけの団地、あるいはお年寄りはお年寄りだけの団地を造ることは、好ましくないとの考え方で実施してきておりまして、一般のかたがたと交流ができるように配慮しているところでございます。

なお、屈足団地の現在の計画といたしましては、1階に老人向け世帯そして2階に一般のかたがたの入居できる住宅という計画をいたしているところでございます。

[町長 齊藤敏雄君 降壇]

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） 2期目に至って町長も屈足地域の振興策は最重要施策として取り上げたことは私ども承知しているところであります。議員仲間から、「宗さん、屈足の様子もわかるけれども新得も同じだよ」と言うことも申されております。しかし、屈足の住民には本町の温水プールとか、福祉センター、サッカー場、また畜産試験場と非常に話題が多いが、屈足は将来に向けて公共施設が何もないじゃないかと。新得営林署はどうなるんだと。屈足議員8人もそろって何考えているだという厳しい批判をいろいろといただいているところでございます。住宅にあたって非常にもう建て替え時期がきているということで、進まれているというかたちの中で、新得のほうでさきほど、こういわれた2階、1階というかたちの中で進めた中で、非常に、上、下の苦情が多いわけでありまして。これはもう、ご承知のことと思うんですね。そういったことで対応する職員も非常に苦労されているんじゃないかと、下にいる人にしてみれば、若い人といっしょに入ったってあいさつひとつしてくれるわけじゃないし、話もしてくれないというようなことで非常にこう言われるわけですが。さきほどのご答弁を聞きますと屈足のほうも下のほうはお年寄り、2階のほうは若い人というかたちで2階建て、併設の住宅を考えておられるというようなご答弁でしたが、非常に屈足の場合は空き地もあり、広々とした用地があるもんですから、非常にそういう苦情のある状態をなんとか平屋にするような方法で、老人は老人向けにするような方法をとってはどうかと。さきほど私

も50歳、60歳ということで年齢もあげたわけでございますけれども、非常にそういうことでは、高齢化に向かっていくというかたちは、もうはっきりするわけでございます。中には都会の子どものところに行くという人もあろうかと思えますけれども、なかなか子どもの都会に行って子どもと同居しても、子どものそれぞれの生活がありまして、なかなかなじんでいかれない。また都会に行ったけれども、その都会の生活になじめず戻ってきているというかたちが非常に多いわけですね。そしてまた屈足の地を非常に好んでいる人が数多く見受けられると思うわけでございます。そういった意味も含めると老人同士の和、交流も図れるためにも、やはり老人向け住宅というものが平屋であって欲しいなというふうに願うわけでございますけれども、これにはいろいろ起債の関係、補助の関係があって難しいのだということにはわかりますけれども、そこらへんを何とか都会と違った田舎の特性というものを何とか訴える方法できないのだろうか。また、厚生省もあのようにうたっている以上、そういうかたちはできないものかなということで、何とか平屋建のそういった老人向け住宅というものを建設していただきたいと思うのでございます。

第6期の総合計画に30人のケアハウス建設というかたちがうたっておりまして、広山議員が屈足にケアハウスの建設をとの要望で昨年質問されたようでございますが、町長は入居者の状況を把握しながら、検討するという答弁をしておりました。さきほどの質問の中でありました答弁の中で、社会福祉に関する実施等も考えると言っていたわけでございますが、それらがケアハウスのあれと、こう関連するものかどうかということも、ちょっともう一度答えていただきたいと思うわけでございます。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） お答えいたします。今、宗像議員のほうから高齢化の時代に向けて公営住宅の建設の在り方という観点でのお話があったかと思えます。私も本来的にはやはり、平屋でそうしたこれからの時代に対応した公営住宅が整備されていくほうがより使いやすいのではないかと考えております。しかしながら今、既に計画をたてております公営住宅の建て替えのマスタープランというのがございまして、その計画の中では平屋建ては対象にならないという見解があるようであります。したがって2階建ての混在型で計画をせざるを得なかったということでもあります。今後、この東進団地の建設計画を具体的に進めていくわけではありますが、その中で再度、そうしたご要望にこたえることができないかですね、国や道のほうともちょっと検討させていただきたいと思っております。もし可能だとすればむしろ土地も広いわけですし、よりベタ－ではないかと私も考えております。しかし制度上の問題もございまして、どうしてもだめな場合はまたご理解をいただければならないのではないかと考えております。

また2点目にケアハウスの問題もございました。さきほど藤井議員のご質問に答えましたのは、ケアハウスを想定してご答弁を申し上げたわけではございません。今まだ具体的に計画が決定した段階でございまして、さきほどの福祉施設を公式の場でご答弁申し上げることはちょっと差し控えさせていただきたいと考えております。ただ、ご質問にありましたケアハウスにつきましては、昨年確か定例議会の一般質問でもお答えしたとおりでございます。受益者負担の施設でありますし、入居希望者の状況というものもじゅうぶん把握しながら、規模、あるいは設置場所、これらについては今後の検討課題といたしましてじゅうぶん検討していく必要があるのではないかと考えております。

したがってケアハウスについては、今後の課題としていきたいと思っております。さきほど申し上げました福祉施設は別な観点での福祉施設とご理解を賜りたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 14番、宗像 一君。

14番（宗像 一君） まず、一点目の件であるその東進団地のところは非常に場所としてもいいところでありますので、私はあそこに2階建てを建てるより、何とかそのお骨折り、いろいろとそういう起債関係の件もあって、ご苦労されると思いますけれども、平屋建てを何とか切望するわけでございます。非常に私ども住んでいて非常に住みよい恵まれた屈足でもありますし、ますます深刻化する過疎化への対策ということもありまして、公共施設の建設によって何とか職員の増員はもちろん、人口増となっていくのではなかろうかと。そして安心して住民同士の交流のためにもぜひお骨折りをいただきたいと思っております。

若い方には不便な公営住宅に入っていただくより、安い宅地購入をしていただきまして、持ち家制度を図っていただきたいと。高齢者は集団住宅で安心して暮らせるという方たちの中でひとつの事業を完成に至るまでには、3年や5年の歳月がかかるわけですから、何とか力強い町長の決断を持ってそういった努力に向けてひとつよろしくお願いしたいと思っております。

また、ケアハウスの関係でございますけれども、ひとつ30人のケアハウスということですから、試験的に10人なり、15人のそういった建設をぜひ屈足に進めてもどうかと思われるわけでございますので、ひとつそこらへんもご検討いただきまして、ひとつよろしく願いたいと思っております。

議長（湯浅 亮君） 町長、斉藤敏雄君。

町長（斉藤敏雄君） まず、公営住宅の関係でありますけれども、私もさきほど申し上げましたように、考え方としては宗像議員と全く同じ考え方を持っております。なんとかそうした考え方でその制度がクリヤ - できないかという点で今後努力していきたいと思っております。ただし、高齢者は高齢者だけの団地ということは、これは制度上なじまないわけでありまして、したがって1階建ての公営住宅であろうが、2階建ての公営住宅であろうが、基本的には町民の皆さんがたが混在できると、そういう使い方になっていくかと考えております。

また、今ケアハウスの問題ございましたが、前段で申し上げました藤井議員の別の福祉施設についても極めて大きな課題でございます。これについてはさきほど、私の考え方を申し上げたとおりでありまして、そうした努力を今後していきたいと。そのこととこのケアハウスはちょっと切り離してですね、将来的な課題にしておくほうがベタ - ではないかとこのように思っております。

議長（湯浅 亮君） これにて一般質問を終結いたします。

---

日程第2 意見案第12号 第4次急傾斜地崩壊五箇年計画の早期策定及び所要事業費の確保についての意見書

議長（湯浅 亮君） 意見案第12号、第4次急傾斜地崩壊五箇年計画の早期策定及び所要事業費の確保についての意見書についてを議題といたします。

議長（湯浅 亮君） お諮りいたします。



本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。  
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第12号は、農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。  
今定例会の会期中に審査を願います。

---

日程第3 意見案第13号 道路特定財源堅持等に関する意見書

議長(湯浅 亮君) 意見案第13号、道路特定財源堅持等に関する意見書について  
を議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件については、農林建設常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第13号は、農林建設常任委員会に付託し審査することに決しました。  
今定例会の会期中に審査を願います。

---

日程第4 意見案第14号 中央省庁の再編などにかかる北海道開発体制  
に関する意見書

議長(湯浅 亮君) 意見案第14号、中央省庁の再編などにかかる北海道開発体制  
に関する意見書についてを議題といたします。

議長(湯浅 亮君) お諮りいたします。

本件については、総務常任委員会に付託いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、意見案第14号は、総務常任委員会に付託し審査することに決しました。  
今定例会の会期中に審査を願います。

---

散会の宣告

議長(湯浅 亮君) 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

(宣告 11時39分)

---

第 3 日

平成9年第3回  
新得町議会定例会（第3号）

平成9年9月19日（金曜日）午前10時開会

○議 事 日 程

日程番号	議 件 番 号	議 件 名 等
		諸般の報告（第3号）
1	認 定 第 1 号	平成8年度新得町各会計歳入歳出決算認定について
2	認 定 第 2 号	平成8年度新得町水道事業会計決算認定について
3	意見案第10号	審査結果について
4	意見案第11号	審査結果について
5	意見案第12号	審査結果について
6	意見案第13号	審査結果について
7	意見案第14号	審査結果について
8	陳 情 第 2 号	継続審査申出について
9	陳 情 第 3 号	審査結果について
追加日程 1	意見案第15号	十勝地方の気象観測の強化を求める要望意見書

会議に付した事件

諸般の報告（第3号）

認 定 第 1 号 平成8年度新得町各会計歳入歳出決算認定について  
認 定 第 2 号 平成8年度新得町水道事業会計決算認定について  
意見案第10号 審査結果について  
意見案第11号 審査結果について  
意見案第12号 審査結果について  
意見案第13号 審査結果について  
意見案第14号 審査結果について  
陳 情 第 2 号 継続審査申出について  
陳 情 第 3 号 審査結果について

追加日程

意見案第15号 十勝地方の気象観測の強化を求める要望意見書

○出席議員（17人）

1 番 吉 川 幸 一 君                      2 番 菊 地 康 雄 君  
3 番 松 尾 為 男 君                      4 番 小 川 弘 志 君  
5 番 武 田 武 孝 君                      6 番 広 山 麗 子 君

7番	石本	洋君	8番	能登	裕君
9番	川見	久雄君	10番	福原	信博君
11番	渡邊	雅文君	12番	藤井	友幸君
13番	千葉	正博君	14番	宗像	一君
15番	竹浦	隆君	17番	森	清君
20番	湯浅	亮君			

○欠席議員（2人）

18番	金沢	静雄君	19番	黒沢	誠君
-----	----	-----	-----	----	----

○地方自治法第121条の規定により、本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町	長	斉藤	敏雄君
教育委員会委員長		高久	教雄君
監査委員		吉岡	正君

○町長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

助	役	鈴木	政輝君
収	入	川久保	功君
総	務	佐藤	隆明君
企	画	鈴木	政輝君（兼務）
税	務	小森	俊雄君
住	民	村中	隆雄君
保	健	高橋	昭吾君
建	設	常松	敏昭君
農	林	斉藤	正明君
水	道	西浦	茂君
商	工	清水	輝男君
児	童	長尾	直昭君
屈	足	貴戸	延之君
庶	務	武田	芳秋君
財	政	阿部	敏博君

○教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

教	育	長	阿部	靖博君			
学	校	教	育	課	長	秋山	秀敏君
社	会	教	育	課	長	長尾	正君

○農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者は、次のとおりである。

事 務 局 長 赤 木 英 俊 君

○職務のため出席した議会議務局職員

事 務 局 長 富 田 秋 彦 君  
書 記 金 田 将 君

---

### 開 議 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） 本日の欠席届出議員は、18番、金沢静雄君、19番、黒沢誠君の2人であります。

ただいまから、本日の会議を開きます。

議長において作成いたしました本日の議事日程は、別紙お手もとに配布したとおりであります。

（宣告 10時01分）

---

### 諸 般 の 報 告 （ 第 3 号 ）

議長（湯浅 亮君） 諸般の報告は、朗読を省略いたします。

別紙お手もとに配布したとおりでありますので、ご了承願います。

---

### 日程第1 認定第1号 平成8年度新得町各会計歳入歳出決算認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第1、認定第1号、平成8年度新得町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の審査報告書は別紙配布のとおりであります。

議長（湯浅 亮君） これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は認定議決であります。

本件は委員会審査報告書のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって平成8年度新得町各会計歳入歳出決算について、これを認定することに決しました。

---

### 日程第2 認定第2号 平成8年度新得町水道事業会計決算認定について

議長（湯浅 亮君） 日程第2、認定第2号、平成8年度新得町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本件に関する決算特別委員会の審査報告書は別紙配布のとおりであります。

議長（湯浅 亮君） これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は認定議決であります。

本件は委員会審査報告書のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって平成8年度新得町水道事業会計決算について、これを認定することに決しました。

---

日程第3 意見案第10号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第3、意見案第10号、北海道国際航空株式会社に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

日程第4 意見案第11号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第4、意見案第11号、平成9年産畑作三品価格等に関する要望意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。  
本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

日程第5 意見案第12号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第5、意見案第12号、第4次急傾斜地崩壊五箇年計画の早期策定及び所要事業費の確保についての意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

日程第6 意見案第13号 審査結果について

議長（湯浅 亮君） 日程第6、意見案第13号、道路特定財源堅持等に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。



本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

#### 日程第7 意見案第14号 審査結果について

議長(湯浅 亮君) 日程第7、意見案第14号、中央省庁の再編などにかかる北海道開発体制に関する意見書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は原案可決であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

#### 日程第8 陳情第2号 継続審査申出について

議長(湯浅 亮君) 日程第8、陳情第2号、「保健所の統廃合反対、現在十勝にある五保健所の存続と充実の意見書提出を求める陳情書」、閉会中継続審査の申し出についてを議題といたします。

本件については、別紙のとおり文教福祉常任委員長から委員会において審査中の事件

につき、会議規則第75条の規定により閉会中継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

本件については、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

日程第9 陳情第3号 審査結果について

議長(湯浅 亮君) 日程第9、陳情第3号、十勝地方の気象観測の強化を求める陳情書についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本件については、別紙報告書のとおりであります。

委員長の報告書説明は、会議規則第41条第3項の規定により、省略することにいたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よって、本件については、報告書の説明を省略することに決しました。

本件について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 質疑がないようですので終結いたします。

本件について討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 討論はないようですので、これより採決いたします。

本件に関する委員長の報告は採択であります。

本件は、委員長の報告どおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[ 挙手多数 ]

議長(湯浅 亮君) 挙手多数であります。

よって、本件は、委員長の報告どおりとすることに決しました。

---

議長(湯浅 亮君) 日程の追加がございます。暫時休憩をいたします。

(宣言 10時11分)

議長(湯浅 亮君) 休憩を解き再開いたします。

(宣言 10時12分)

---

追加日程第1 意見案第15号 十勝地方の気象観測の強化を求める要望  
意見書

議長(湯浅 亮君) 議事日程の追加についてお諮りいたします。

ただいま別紙お手もとに配布のとおり、意見案第15号、十勝地方の気象観測の強化を求める要望意見書の議題が提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題といたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(湯浅 亮君) 異議なしと認めます。

よってただいまお諮りいたしました、意見案第15号、十勝地方の気象観測の強化を求める要望意見書を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長(湯浅 亮君) 追加日程第1、意見案第15号、十勝地方の気象観測の強化を求める要望意見書を議題といたします。

議長(湯浅 亮君) 提案者から提案理由の説明を求めます。議員、小川弘志君。

議員(小川弘志君) 意見案第15号、十勝地方の気象観測の強化を求める要望意見書、上記意見書を別紙のとおり提出いたします。平成9年9月19日、提出者議員、小川弘志、賛成者議員、竹浦隆、同じく千葉正博、提出先、内閣総理大臣、運輸大臣、気象庁長官となっております。これから朗読をもって説明にかえさせていただきます。

「十勝地方の気象観測の強化を求める要望意見書」、我が国は火山の活動、噴火、地震による災害とともに、台風、集中豪雨、豪雪、冷害、海や山の遭難など、自然災害による甚大な被害が毎年のように発生しており、十勝地方においても1993年1月の釧路沖地震や翌年10月の北海道東方沖地震、また、ここ数年来の天候不順など、地震災害や気象災害が相次いでおります。

また、十勝地方は、全道農業粗生産額の20パーセントを占める農業王国であり、生産高や品質などは日々の天候に大きく左右されることから、地域にあったきめ細かな予報や情報の発表、十勝地方を対象とした週間予報の発表が必要です。

このような中で、1994年7月に総務庁が「指定地区測候所の予報業務の廃止、測候所の整理合理化」などの気象行政監察結果を発表したのを受け、気象庁は本年3月1日、東京管区気象台管内の夜間無人化となっていた5つの測候所を廃止しました。

気象庁では今後も廃止を進める計画とのことであり、現在、指定地区測候所として24時間十勝地方の気象状況を監視し、予報を発表している帯広測候所の予報業務の廃止や、夜間無人化となっている広尾測候所の廃止がここ数年のうちに行われる可能性があります。

これらのことは、自然現象を観測、監視し、情報を提供する測候所への地域住民の期待に反するものであり、生命や財産に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

つきましては、地域住民の生命と財産を守る立場から、次の事項について早急に実現されるよう強く要望いたします。一つ、帯広測候所を地方気象台に格上げすること。二つ、三陸沖から北海道東方沖の太平洋岸について、早期に地震観測強化地域に指定し、東海地域並の観測体制とすること。三つ、広尾測候所の廃止は行わず、夜間常駐体制を確立し機能を拡充すること。以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。平成9年9月19日、北海道上川郡新得町議会議長、湯浅 亮、以上でございます。

議長(湯浅 亮君) これより質疑に入ります。

質疑がありましたら発言を許します。

(「なし」の声あり)

議長（湯浅 亮君）これをもって質疑を終結いたします。  
本件について討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（湯浅 亮君） 討論はないようですので、これより意見案第15号を採決いたします。

議長（湯浅 亮君） 本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（湯浅 亮君） 挙手多数であります。  
よって、意見案第15号は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉 会 の 宣 告

議長（湯浅 亮君） これにて、本議会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成9年定例第3回新得町議会を閉会いたします。

（宣告 10時19分）

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員